

令和4年度巨理町立巨理中学校同窓会代議員会

令和4年6月28日(火) 18:00

巨理中学校 会議室

進行：佐藤徳美副会長

※出席者人数確認・・・21名中 19名出席

1 開 会

2 会長挨拶 小泉武一 会長

3 校長挨拶 橋元伸二 校長

4 報告・協議

※議長選出

片平洋之氏

※書記及び署名員選出

書記；板橋克典教頭

署名員；安田ひさ子氏 小山のり子氏

第1号議案 令和3年度 事業報告 ……承認

第2号議案 令和3年度 収支決算報告及び監査報 ……承認

第3号議案 令和4年度 事業計画(案) ……承認

第4号議案 令和4年度 収支予算(案) ……承認

第5号議案 その他

5 その他

6 副会長挨拶 酒井潤一副会長

7 閉 会

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

署名員 守田ひさ子  小山のり子 

巨理中学校同窓会 役員名簿

	氏 名	役職等	卒業回	出欠
1	小泉 武一	会長	20	○
2	酒井 潤一	副会長	28	○
3	佐藤 徳美	副会長	34	○
4	伊澤 哲雄	監事	21	○
5	石田 竜也	監事	45	○
6	白石 祥子	常任委員	20	○
7	片平 洋之	常任委員	22	○
8	玉田 俊一	常任委員	22	○
9	坂下 敏明	常任委員	23	○
10	安田 ひさ子	常任委員	27	○
11	齋 義弘	常任委員	32	○
12	奥出 春美	常任委員	32	○
13	宍戸 和博	常任委員	39	○
14	齋藤 真奈美	常任委員	40	○
15	小山 のり子	常任委員	42	○
16	佐藤 みゆき	常任委員	47	○
17	森 義洋	常任委員	49	○
18	戸引 大輔	常任委員	51	×
19	布田 一喜	常任委員	52	×
20	橋元 伸二	参与（校長）	R 4～	○
21	板橋 克典	事務局長（教頭）	R 3～	○

令和3年2月18日～

令和3年度 事業報告

日時・時期	内 容	備 考
R3. 4. 1	令和3年度 会計開始	
R3. 5. 2 1	令和2年度 監査会 令和3年度 三役会	
R3. 6. 1 5	令和3年度 代議員会	
R3. 7. 2 1	亙理中学校ホームページへ新組織・代議員会要項掲載	
R4. 3. 3	同窓会入会式 会長，副会長出席	入会164名
R4. 3. 3 1	令和3年度会計終了（出納閉鎖）	

令和3年度 一般収支決算報告

1 収支

収入総額	127,906 円	
支出総額	51,542 円	
残 額	76,364 円	

2 収入の部

項 目	R 3 予算額	R 3 決算額	増 減	摘 要
繰 越 金	45,894	45,894	0	
会 費	82,000	82,000	0	会費500円×164名分
そ の 他	6	12	6	利息
合 計	127,900	127,906	6	

3 支出の部

項 目	R 3 予算額	R 3 決算額	増 減	摘 要
事 業 費	10,000	0	▲ 10,000	入会式
事 務 費	10,000	0	▲ 10,000	郵送切手代
会 議 費	5000	1542	▲ 3,458	代議員会資料, お茶
予 備 費	52,900	0	▲ 52,900	
積 立 金	50,000	50,000	0	周年行事用積立金へ
合 計	127,900	51,542	▲ 76,358	

令和3年度 積立金収支決算報告

1 収支

収入総額	1,350,000 円	
支出総額	- 円	
残 額	1,350,000 円	

2 収入の部

項 目	R 3 予算額	R 3 決算額	増 減	摘 要
繰 越 金	1,300,000	1,300,000	0	
積 立 金	50,000	50,000	0	
そ の 他	0	0	0	
合 計	1,350,000	1,350,000	0	

3 支出の部

項 目	R 3 予算額	R 3 決算額	増 減	摘 要
事 務 費	0	0	0	
会 議 費	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
合 計	0	0	0	


通帳残高 1,426,364 円 一般収支残高と積立金収支残高の計

会計監査報告書

令和4年 5月 20日, 亙理中学校校長室において「令和3年度
亙理中学校同窓会会計」の監査を実施したところ, 収支に誤りがな
く, 帳簿・領収書・通帳ともに適正であったことを報告します。

令和4年 5月 20日

監事 伊澤哲雄 

監事 石田竜也 

令和4年度 事業計画(案)

日時・時期	内 容	備 考
R4. 4. 1	令和4年度会計開始	
R4. 5. 20	・監査2名による、令和3年度会計監査 ・第1回三役会	
R4. 6. 15 28	・令和4年度代議員会 (議決案件) 第1号議案 令和3年度 事業報告 第2号議案 令和3年度 収支決算報告及び会計監査報告 第3号議案 令和4年度 事業計画(案) 第4号議案 令和4年度 収支予算(案) 第5号議案 その他	
R4. 6～7	代議員会等の議事録をHPへ掲載	
R4. 7～8	P T A事業への協賛 (交通安全のぼり旗の作成)	
R5. 3. 2	同窓会入会式 会長, 副会長出席予定	入会 136名
R5. 4. ()	三役会・令和4年度会計監査	

令和4年度 一般収支予算(案)

1 収支

収入総額	144,370 円
支出総額	144,370 円
残 額	- 円

2 収入の部

項目	R 3 予算額	R 4 予算額	増 減	摘 要
繰越金	45,894	76,364	30,470	
会 費	82,000	68,000	▲ 14,000	会費500円×136名分
その他	6	6	0	利息
合 計	127,900	144,370	16,470	

3 支出の部

項目	R 3 予算額	R 4 予算額	増 減	摘 要
事業費	10,000	60,000	50,000	入会式, P T A 事業協賛
事務費	10,000	10,000	0	郵送切手代
会議費	5000	5000	0	代議員会資料, お茶
予備費	52,900	19,370	▲ 33,530	
積立金	50,000	50,000	0	周年行事用積立金へ
合 計	127,900	144,370	16,470	

令和4年度 積立金収支予算(案)

1 収支

収入総額	1,400,000 円
支出総額	- 円
残 額	1,400,000 円

2 収入の部

項目	R 3 予算額	R 4 予算額	増 減	摘 要
繰越金	1,300,000	1,350,000	50,000	
積立金	50,000	50,000	0	
その他	0	0	0	
合 計	1,350,000	1,400,000	50,000	

3 支出の部

項目	R 3 予算額	R 4 予算額	増 減	摘 要
事務費	0	0	0	
会議費	0	0	0	
予備費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

通帳残高 1,400,000 円 一般収支残高と積立金収支残高の計

亘理中学校同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、亘理中学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と研鑽を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を亘理町字沼頭1番地、亘理中学校内に置く。

(事業)

第4条 本会は、本会則第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員情報の適切な管理と保管
- (2) 母校が主催する諸行事への支援
- (3) 母校の教育事業への支援
- (4) PTA活動への支援
- (5) その他本会の目的を達成するための必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員：亘理中学校を卒業した者
- (2) 特別会員：正会員以外の本校教職員又は教職員であった者

(役員及び定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 参与 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 常任委員 20名以内
- (6) 事務局長 1名

(三役会)

第7条 本会に三役会を置く。

- 2 三役会は、本会則第6条に規定する会長及び副会長、参与をもって構成する。
- 3 三役会は、原則として毎年開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することができる。
- 4 三役会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告及び決算に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 母校への支援に関すること
 - (4) 常任委員の選任に関すること
 - (5) 会長、副会長、監事の選任に関すること
 - (6) 本会則の改廃に関すること
 - (7) その他三役会が必要と認めたこと
- 5 三役会は、構成員の過半数の出席者をもって成立する。

(役員等の選任)

第8条 会長、副会長及び監事は常任委員より選出し、常任委員会の議を経て選任する。

- 2 参与は、同校の現校長とする。
- 3 事務局長は、同校の現教頭とし会計を兼ねる。

(職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。加えて、会長は、三役会及び常任委員会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 監事は、本会の会計及び会務の執行状況を監査し、常任委員会において報告する。加えて、監事は、常任委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 常任委員は、常任委員会でその権限に属する事項を審議し、議決にあたる。
- 5 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。加えて事務局長は、重要な事項について会長の諮問に応じ、意見を具申することができる。

(任期)

第10条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員会)

第 11 条 本会に代議員会を置き、本会則第 6 条の役員をもって構成する。

2 代議員会は、本会の最高議決機関であり毎年 1 回開催し会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき又は役員総数の 3 分の 1 以上の要請があったときは、臨時にこれを招集することができる。

3 代議員会の議長は、出席した代議員の中から互選により選出する。

4 代議員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告及び収支決算報告の承認
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 本会則第 4 条に規定する母校への支援策
- (4) 本会則第 6 条に規定する会長、副会長及び監事の選任
- (5) 本会則の改廃
- (6) その他本会に関する重要事項

(定数)

第 12 条 代議員会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者は出席者とみなす。

(議決)

第 13 条 代議員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、本会則の改廃については、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(議事録の作成及び保管、周知等)

第 14 条 会長は、代議員会の開催、日時及び議決事項等について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会長及び議長の指名する 2 名の代議員会出席者が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

3 会長は、会員から書面による請求があったときは、議事録を閲覧させなければならない。この場合において、会長は、閲覧につき相当の日時及び場所等を指定することができる。

4 会長は、代議員会等で諮られた各種議案等について、母校のホームページ等で広く周知するものとする。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(経費)

第 16 条 本会の経費は、入会金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(入会金)

第 17 条 入会金は、一人につき 500 円とする。これをもって終身会費とする。

(予算及び決算)

第 18 条 会長は、会計年度終了後速やかに収支決算書を作成し、かつ収支予算案を編成しなければならない。

2 会長は、前項の決算書を作成した後、遅滞なく監事の監査を受けなければならない。

(会計報告)

第 19 条 本会の収支予算及び収支決算は、代議員会の承認後、本会則第 14 条第 4 項の規定に基づきホームページ等で周知するものとする。

附 則

本会則は、令和 3 年 2 月 1 9 日から施行する。